

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会令和4年度第1回協議会		
開催日時	令和4年7月25日(月)13:30~14:45		
開催場所	逗子市役所5階 第3・4会議室		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	椿 雄一、千代 美和子、河野 匡孝、荻田 信幸、高津 恵一、伊藤 英樹、笹谷 月慧、○浜脇 仁、加藤 智史、鹿島 正、浅羽 昭子、市川 壽一、菊池 尚、小矢 洋子(越川 紀久雄 代理)、日下 裕太郎(三橋 裕 代理)、岩下 記久(河田 貴子 代理) *副会長○		
次回開催予定日	令和4年11月中旬頃		
問い合わせ先	所属名、担当者名 逗子市福祉部社会福祉課社会福祉係 清原 電話番号 046-873-1111 内線212 メールアドレス syakai@city.zushi.lg.jp		
会議記録	発言記録	要約	要約した理由
内容	<p>司 会) それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催させていただきますと思います。</p> <p>本日は御多忙のところ、またお暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>こちらの会議につきましては、申合せによりまして、会長職は1年交代となっているところでございます。今年度、正・副会長が新たに選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただくこととなります、私は逗子市福祉部社会福祉課長の廣川と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>なお、協議会の設置要綱第7条1項によりまして、委員の任期は2年となっております。今年度、委員の皆様は改選ということで、この2年の任期ということになっております。また、設置要綱第6条第5項によりまして、事務局長が会長が決まるまでの間の職務代理者となりまして、さきにご送付いたしました委嘱通知をもちまして既に委嘱をさせていただいているところでございます。御協力ありがとうございました。委員の皆様には、後ほど自己紹介をお願い</p>		

する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから着席にて進めさせていただきます。

次に、本日の協議会につきましては、定員 24 名のところ 16 名の御出席をいただいているところでございます。こちらにつきましては、設置要綱第 8 条第 1 項の規定によりまして、委員の過半数が出席されていることとなりますので、協議会が成立していることをここにご報告いたします。

なお、本日ですが、横須賀市民生委員児童委員協議会の葉袋委員、公益財団法人横須賀市健康福祉財団の野間委員、逗子市社会福祉協議会の木村委員、三浦市社会福祉協議会の成田委員、葉山町民生委員児童委員協議会の矢村委員、かまくら地域介護支援機構の樽井委員、神奈川県個人タクシー協会の小松委員及び全神奈川ハイタク労働組合連絡会議の佐藤委員につきましては、事前に欠席の旨、ご報告をいただいているところでございます。また、本日は NPO 法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの越川委員の代理で、小矢様、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局の三橋委員の代理で日下様、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課の河田委員の代理で岩下様にご出席をいただいております。

#### 1. 委員及び事務局の紹介

(司 会) それでは、本年度最初の会議となりますので、皆様方から自己紹介をお願いしたい

と思います。机上に置かせていただきました名簿の順番で、横須賀市の椿委員からよろしくお願いいたしますと思います。それではどうぞ、よろしくお願いいたします。

(椿委員) 皆様こんにちは。横須賀市の福祉総務課の課長をしております椿と申します。よろしくお願いいたします。

(千代委員) こんにちは。千代でございます。鎌倉市民生委員児童委員協議会の会長代理をしております。よろしくお願いいたします。

(河野委員) 皆さん、こんにちは。名簿の 5 番にあります鎌倉市社会福祉協議会から来ました地域福祉課長をしております河野匡孝と申します。よろしくお願いいたします。

(荻田委員) 皆さん、こんにちは。鎌倉市役所高齢者いきいき課長をしております荻田と申します。よろしくお願いいたします。

(高津委員) 7 番の逗子市民生委員児童委員協議会の会長をしております高津と申します。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員) 9 番の福祉部高齢介護課、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

(笹谷委員) 名簿 10 番の三浦市の民生委員の会長、笹谷でございます。よろしくお願いいたします。

(浜脇委員) 皆さん、こんにちは。ナンバー12番、三浦市の高齢介護課長の浜脇といたします。よろしくお願いいたします。

(加藤委員) 皆様、こんにちは。葉山町社会福祉協議会の事務局長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

(鹿島委員) 15番になります、葉山町福祉課長をしております鹿島と申します。よろしくお願いいたします。

(浅羽委員) 名簿の16番の横須賀市障害者団体連絡協議会副会長をしております浅羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川委員) 18番、神奈川県タクシー協会の常任理事をしております市川壽一と申します。よろしくお願いいたします。

(菊池委員) 皆さん、こんにちは。名簿の19番、社団法人神奈川県タクシー協会副会長を務めております逗子菊池タクシー、菊池でございます。よろしくお願いいたします。

(小矢委員) 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさん、越川の代理で参りました小矢と申します。よろしくお願いいたします。

(日下委員) 皆さん、こんにちは。23番の関東運輸局神奈川運輸支局で委員の三橋の代理で参りました日下と申します。よろしくお願いいたします。

(岩下委員) 皆様、こんにちは。名簿24番、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、河田の代理で参りました岩下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会) ありがとうございます。続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきますが、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町、逗子市の順に自己紹介をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 横須賀市から参りました福祉総務課の宇野と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 横須賀市介護保険課の茂木と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 横須賀市障害福祉課に所属しております中根と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 鎌倉市事務局の鎌倉市高齢者いきいき課の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 鎌倉市役所高齢者いきいき課の花田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 三浦市高齢介護課の宮井と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 葉山町福祉課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 逗子市社会福祉課の沼田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 逗子市社会福祉課の清原と申します。よろしくお願いいたします。

たします。

(事務局) 逗子市高齢介護課、青山と申します。よろしくお願いたします。

(司 会) ありがとうございます。それでは、議事に沿って進めさせていただきますと思います。

## 2. 正副会長の選出

(司 会) 次に会長の選出に移らせていただきます。会長の選出につきましては、設置要綱の第6条第2項によりまして、委員の互選となっております。申合せによりまして事務局市町の中から選出することとなっているところでございます。

逗子市の選出委員の中で協議をさせていただいた結果、本日欠席しておりますが、木村委員に会長をお引き受けいただきたいということになっておるところでございます。本日、木村委員は所用によりまして欠席となっておりますところでございますが、木村委員が会長ということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、そのようにさせていただきますと思います。

続きまして、副会長についてでございます。副会長につきましては、要綱上、会長の指名する委員となっております。事前に、本日欠席しております木村より、次回事務局当番市でございます三浦市選任の三浦市高齢介護課長の浜脇委員をお願いしたいと伺っているところでございます。浜脇委員、申し訳ございませんが、副会長席のほうにお願いできますでしょうか。

( 浜脇委員 副会長席に着席 )

それでは、会議開催に当たりまして、副会長の浜脇副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(浜脇副会長) 皆様、改めましてこんにちは。ただいま副会長の選任をいただきました三浦市の高齢介護課長の浜脇と申します。よろしくお願いたします。

ただいま事務局のほうからお話があったように、木村会長、所用にて欠席ということでございますので、私のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。

福祉有償運送につきましては、高齢者の増加や障がいをお持ちの方の移動手段の一助として、円滑な質の提供をするという大きな事業であるということでございます。今後も高齢化が進み、福祉有償運送の利用を希望される方は増加していく傾向にあるというふうを考えてございます。本日は委員の皆様におかれましては、利用者の方にとってよりよい事業となるよう、幅広い視点からご意見をいただければというふう考えております。

また、不慣れな部分もありますので、議事進行のご協力をよろしくお願いたします。

(司 会) ありがとうございます。それでは、ここで設置要綱第

6条の3項及び第4項の規定によりまして、以後の進行を副会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(浜協副会長) それでは、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会、本日は傍聴の方はいらっしゃいませんので、この形で進めさせていただきます。

協議会の議事は、原則公開とされています。会議の議事の記録は、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本会議では会議録作成のために録音をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の進め方について、及び今後の予定について、事務局のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

(事務局清原) それでは、まず本日配付いたしました資料について確認をさせていただきます。本日、席に配付をしておりますのは委員名簿、続いて横須賀市追加資料で、クリップどめのものが2種類ございます。1つが福祉有償運送の更新登録申請の概要(道路運送法第79条の6)、2つ目が福祉有償運送の変更登録申請の概要(道路運送法第79条の7)の2種類となっております。続いて、鎌倉市追加資料としまして、2種類、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらと、らら・むーぶ逗子・葉山のものが2種類ございます。お手元に4種類の資料お揃いでしょうか。

続いて、資料送付の際の通知文に逗子市についても追加資料がある旨を記載させていただきましたが、逗子市については追加資料はございませんので、ご承知ください。

本日の会議の進め方及び今後の予定について、まず説明をいたします。

本日は、合意を要する協議事項としまして、新規申請が1件、更新申請が3件、変更申請が1件ございます。次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について報告等がございます。こちらは横須賀市2件、鎌倉市2件、逗子市2件について、合計6件報告をさせていただきます。次に、令和3年度の実績報告を事務局から報告させていただきます。実績報告ですが、横須賀市13件、鎌倉市3件、逗子市1件、三浦市1件の計18件となっております。

最後に今後の予定になりますが、協議会は年3回を考慮しており、第2回の協議会を11月中旬、第3回を2月中旬の開催で予定しております。日程は決まり次第、速やかにご連絡をいたします。それ以外の開催については、特別な事情に限り別途検討することとしております。

事務局からは以上になります。

(浜協副会長) ありがとうございます。ただいま説明がありました会議の進め方及び今後の予定について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。それでは、協議会の速やかな進行につきまして、皆様、ご協力をよろしくお願いをいたします。

### 3. 議題 申請書の協議について

(浜協副会長) それでは、次第3 申請書の協議について、自家用有償旅客運送の新規の申請についてでございます。

それでは、特定非営利活動法人ピースフルライフの方、また横須賀市事務局の方は説明の席にお座りください。よろしくお願いいたします。

(横須賀市事務局、事業者 説明席に着席)

それでは、新規申請について、事務局から説明をお願いいたします。

(横須賀市事務局) それでは、自家用有償旅客運送の新規申請について、事前にお配りしております横須賀市の資料、新規で申請者が特定非営利活動法人ピースフルライフのものになります。

資料を開いていただいて、申請の概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1番の運送主体は、法人名が特定非営利活動法人ピースフルライフ。代表者名が、尾上俊一様。主たる事務所の所在地が横須賀市武4-1-4、相川事務所202号になります。こちら、後につけてあります資料の1から4、ページで言うところの1から19ページ目に詳細が載っておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

2番に移りまして、運送の区域です。運行の範囲として、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町を想定しております。上記以外の市町村に関してはありません。こちらについても、後ろに添付してあります資料の1番に記載があります。

続きまして、3番、旅客から収受する対価についてです。運送の対価については、初乗りから15分未満の料金が500円、15分以上に関しては15分ごとに500円となります。運送の対価以外の対価につきましては、迎車料金100円、待機料金15分ごとに400円、そのほかは介助料1回ごとに1,000円、付添料が30分ごとに1,250円、車椅子等の設備の使用料として100円となります。こちらの詳細は、別添の資料6番、20ページに記載があります。

4番の運送しようとする旅客の範囲です。1番と同様に、こちらは特定非営利活動法人ピースフルライフが管理主体となっております。利用先会員名簿の登載予定者数が17名。こちらは別添の資料7番、21から23ページに記載がございます。

5番(1)法令遵守に関して、宣誓書を添付していただいています。こちらは資料8番の24ページになります。

次のページ(2)必要な車両としまして、使用車両台数が福祉車

両が2台、そのうち普通自動車が1台、軽自動車が1台となっております。旅客のニーズに対応した車両の保有として、適切な保有状況と認められます。こちらに関しては、資料1、2ページに記載がございます。

契約の締結状況に関しまして、リース契約書及び使用承諾書を添付しております。契約は適切に締結されていると考えております。こちらは別添の資料10番、27ページから30ページに記載がございます。

続いて(3)の運転者の確保に関して、運転者の人数として5名、そのうち第二種免許の取得者が1名となっております。

講習受講の状況としましては、運転者講習は5名、介護福祉士セダン等運転者講習の受講者が4名となっております。こちらは別添の資料11番、12番、ページで言うところの31から40ページに記載がございます。

(4)(5)運行管理の体制、整備管理の責任体制の整備に関して、運行管理、整備体制については、マニュアルを作成し、適切な管理・整備を行っていると考えられます。こちらが別添の資料13から16番、ページで言うところの41から46ページに記載がございます。

事故発生時の対応の整備に関して、(6)ですが、こちらもマニュアルにより適切な事故処理体制を整備しているというふうに考えております。こちらも別添の資料15、16、42から46ページに記載がございます。

続いて(7)の損害賠償措置に関しては、契約保険会社に関しては、あいおい日生同和損害保険株式会社と契約をしております。契約内容としては、対人・対物無制限などの契約が締結されています。別添資料17、47から50ページに記載がございます。

そのほか必要と認められる措置に関しましては、苦情対応体制として、苦情処理責任者を定め、適切な対応を図っていると考えております。資料15、16、ページで言うところの42から46ページに記載があります。概要としては以上になります。

(浜脇副会長) ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、特定非営利活動法人ピースフルライフの新規の申請につきましては、協議が整ったということによろしいでしょうか。

(菊池委員) すみません、よろしいでしょうか。今回締切りぎりぎりだったので、メールで発信させていただいている件について、いかがでしょうか。

(事務局清原) 事務局から回答いたします。質問は、介助料金と付添料金の発生条件の違いを教えて欲しいという内容です。介助料のほうの話から先に回答させていただきます。ヘルパーが運転手を兼ねた場合に、自宅から車両に乗る乗車介助、2番として、車両から降りて病院の受付に行くまでの降車介助、1・2を合わせて通院等

乗降介助と呼ばれていますが、介護保険サービスまたは障害福祉サービスではこの部分に関し、介護給付費が1,048円支給されます。給付費が支給されない場合は、この乗降介助の部分が自己負担となり、それが介助料となります。言い換えると、介護保険サービスまたは障害福祉を利用しない場合ということになっております。

次に、付添料については、運転手のほかに介助者が1名ついた場合、車両に乗車するのは運転手、介助者、利用者の3名の料金です。それには乗降介助料は含まれませんので、乗降介助に給付費がない場合は、この部分は自己負担金となり、介助料と付添料は合算されることとなります。

以上が先ほどの質問の回答になります。

運行管理体制ですが、これについては、回答としていただいた点を踏まえて、今後の体制を検討していきますということで回答いただいておりますが、運行管理体制について、菊池委員からの質問については、次のとおりです。運行管理、整備管理ともに管理者が運転者兼任です。兼任であるとする、乗務中には事故・苦情等の対応ができないと思われま。少ない人数で大変だとは思いますが、兼任でない管理責任者の就任が必要と考えます。これは意見ではありますが、事前に質問という形でいただいていた内容になります。何か横須賀市さんで付け加える回答等はございますでしょうか。

(横須賀市事務局) ピースフルライフは以前横浜市金沢区のほうで同様の福祉有償運送の指定

を受けられていて、同様の体制で行ってこられたという経緯がございます。ご指摘はもっともな点だとございますので、今後の先ほど説明のあったとおり、今後の体制に関しては適切に検討はしていきたいというふうに考えておりますが、現時点では現行の体制で運用をさせていただきたいという回答がございました。

(浜協副会長) 今、説明がございましたけれどもよろしいでしょうか。

(市川委員) 今、金沢区で既におやりになられているというお話でしたけれども、この団体の副理事長をされている方が金沢区在住で、運行管理者だと思のですが、その方は金沢区でも運行管理者を務めていられるんですか。

(横須賀市事務局) 金沢区のほうは取り下げましたので、今現在はいいです。

(市川委員) 分かりました。

(菊池委員) 運行管理体制についてはあくまでも意見です。可能であれば、次回更新時までそういうご努力をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

(浜協副会長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特定非営利活動法人ピースフルライフの新規申請につきまして、協議が整ったということでよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。それでは、特定非営利活動法人ピースフル

ルライフの方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

( 事業者 退席 )

続いて、横須賀市の更新申請について説明をしていただきます。横須賀市の事務局の方は、そのまま着席しててください。

それでは、続きまして自家用有償旅客運送の更新の申請についてです。それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方、説明をお願いいたします。

(横須賀市事務局) それでは特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の更新申請について説明いたします。本日出席予定の担当者について、今朝から風邪の症状があるということで、急遽欠席とさせていただきます。私のほうで回答できる限りのお答えはしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、まず資料を御覧いただきまして、今回、こちらの更新の書類についてなんですけど、不備が多く大幅に差替えとなっていました。委員の皆様はじめ他の事務局の方には多大なご迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、時間に余裕を持ったスケジュールで書類準備に当たりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、差替え資料としてお配りしました更新登録申請の概要に基づいて説明を始めさせていただきます。

まず、運行主体、先ほど申し上げました三浦半島高齢者福祉事業所になります。

2の運送区域について、こちらこれまでと同じ横須賀市、三浦市、葉山町となっております。

それから3、旅客から収受する対価についてこちらも従前のおりで、追加資料、本日お配りしました資料の6に詳細がございます。

4、運送しようとする旅客の範囲ですが、こちらは本日配付しました資料7に利用者の名簿がございます。予定者数は132名となっております。

続きまして、その他、(2)の必要な車両について。こちらは資料の差替えになっておりまして、本日配付しております資料の9のとおり13台で更新の予定でございます。

(3)運転者の確保ということで、資料の11、本日追加の資料となっております。運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿、11名のとおりとなっております。

(4)(5)運行管理体制、整備管理責任体制の整備についてですが、こちらは本日お配りしております資料の15、運行管理体制、2枚の資料に記載のとおり体制で行っております。

(6)事故発生時の対応の整備について、こちらは資料16のとおりとなっております。運行管理マニュアルを策定して、事故処理の連絡体制を整えております。

(7)損害賠償措置について、こちらはさきにお配りしています資料のとおり、対人・対物無制限の損害賠償措置をとっております。

最後に（８）その他必要と認められる措置として、苦情対応体制ですが、資料 15、16 ですが、このような体制を整えております。更新する体制としては、適切な体制を整えていると考えております。

説明は以上でございます。

（浜脇副会長） ありがとうございます。ただいま横須賀市の説明がございましたけれども、ご質問等がございましたら、よろしく願いたいします。

（事務局清原） すみません、事務局のほうからよろしいでしょうか。事前に市川委員と菊池委員のほうから指摘をいただいております。まず、事務所ごとに配置する車両数は 14 台ですが、手元の記録では 13 台となっております。いつ増車の届け出をされたのか教えてくださいとありますが、先ほどの説明で 13 台に訂正されていますので、これについてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

続いて、運転者就任承諾書兼就任予定運転者が見当たりません。運行管理体制についての確認ができませんので、よろしく願いたいしますというふうになっておりますが、こちらも本日提出された資料の中に入っていると思うのですが、そちらのほうで先ほど説明があったとおりで、よろしいでしょうか。

（菊池委員） はい。運転者名簿を確認しますと、先ほどと同じお話になります。結局、運行管理の責任者の代行者、それから整備管理者等、全部乗務員兼任で行ってます。先ほどと同じように、兼任ですと乗務、ドライブ、運転手として乗務中の事故が、事故処理の対応ができないと思われま。三浦半島高齢者福祉事業所さんは、車両が全部で 13 台、運転者数 11 人等は、中堅どころの規模ですので、本来ですときちんとした運行管理体制、兼任じゃない運行管理者の設置が適切かと思いますが、なぜ兼任でいかなければいけないのかを質問させていただきたいです。

それから、今日いただいた資料で、新たに質問が 1 件あります。旅客の名簿がついておりますが、身体状況等対応ごとの会員数のところに、その他の障がい者を有する者、ゼロになっているのですが、旅客の名簿のほうと、三十数名ほどいらっしゃると思うので、集計が違います。記載が違っていると思いますし、その他の場合は内容を説明する資料をつけていただくことになっているかと思いますが、そちらはいかがでしょうか。

（横須賀市事務局） 身体状況等対応ごとの会員数については、記載の誤りで、身体障がい者の級別のところに人数があつて、こちらに記載してしまっていますが、本来はその他の障がい者を有する者のところに記載すべきでした。また、その他の障がいについての詳細な資料が漏れておりますので、こちらについては事業所のほうに確認しまして、追って精査した後、ご提出するという形がとれますでしょうか。

（浜脇副会長） 今、事務局のほうから説明がありましたように、一

部修正をして、また提出をしていただくという形で皆さんいかがでしょうか。

(菊池委員) その他の障がい有する人数と詳細が不明確でそれらの内容が分からないと、協議を整えるに当たって判断ができません。その辺の判断は、協議会もしくは国土交通省からアドバイスいただければと思うのですが。

(浜脇副会長) アドバイスの部分でご判断いただければと思うのですが、日下委員いかがでしょうか。

(日下委員) 基本的には今おっしゃられたとおり、協議の段階で全て資料がそろった上で協議が整うのが当然ながら流れにはなるかと思いますが、一方で、こういった事例自体はないわけではないので、例えば条件付きという形で協議の書面を整えていただいて、後ほど追加の書面等、メールなり郵送なりでいただいて、再確認し、回答表等を協議会の事務局に作成いただき、これをもって特に支障がなければ条件付きの部分の条件も特に支障なしということで、協議が整ったことにするというこの取扱いは、そのこと自体は支障がないと考えております。

(浜脇副会長) ありがとうございます。今、お話いただいたとおりで、さらに書類を出していただいて、書面で協議していくということで委員の皆様どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(菊池委員) 条件付きで整うという、語弊があります。先ほどご発言があったとおり、確認させていただく条件が満たないので、お仕事が継続されていく中なので条件付き承認ということで。

(浜脇副会長) では、そのような形で、後日資料を送っていただいて、皆さんのほうからご回答をいただくということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一部修正をする条件で、協議が整ったということで、よろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。横須賀市事務局の方、お戻りください。続きまして、鎌倉市の更新申請に移らせていただきます。福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらの方、また鎌倉市事務局の方、説明席へお願いします。

( 鎌倉市事務局、事業者 説明席に着席 )

それでは、更新申請につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(鎌倉市事務局) 改めまして、鎌倉市高齢者いきいき課の齋藤と申します。鎌倉市の福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらの更新申請についてご説明いたします。では、着席して説明させていただきます。

まず、本日配付いたしました追加及び差替えの資料についてご説明いたします。らら・むーぶ・かまくらの更新申請で事前に提出し

ております書類は、111 ページまであります。そのうち、33 ページの身体状況、対応ごとの会員数について、制度改正前の様式で提出していただきましたので、本日お配りした新様式で作成したものに差替えをお願いいたします。また、その内訳のうち、このその他内部障がいについて該当する会員の状況について、記載した別紙を追加資料として提出しております。

次に、37 ページの自動車検査証について、有効期間を更新した書類を追加資料として提出しております。

続きまして、91、92 ページの保険証書について、使用車両のものではない書類を添付していただきました。大変申し訳ございませんでした。追加資料として提出したものに差替えをお願いいたします。

また、103 ページの保険証書について、保険期間が新しいものを追加資料として提出しております。

以上が本日配付いたしました書類の説明となります。委員の皆様にはお手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

では、更新申請について説明いたします。申請の概要をごらんください。運送の主体は、福祉クラブ生活協同組合で、代表者は大場英美氏です。主たる事務所の所在地は、鎌倉市台5-2-3です。定款、登記事項証明等につきましては、添付した資料のとおり、資料1から5、ページ数で1から27ページとなります。現在の登録満了日は令和4年10月30日となっております。

次に、運送の区域は鎌倉市です。前回の更新時と変更はありません。次に、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は1キロ当たり150円、運送の対価以外の対価は、資料6、ページ数で28ページに記載のとおりです。複数乗車の有無は、なしです。

これらの利用料金につきましては、令和2年7月の対価の変更以降から変更はありません。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。資料7、ページ数で29から33ページ、それから本日追加で配付しております別紙となります。

現在の登録利用者数は216人となっております。

法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を提出しております。資料8、34ページとなります。

使用車両台数ですが、福祉車両が6台、セダン型車両が8台の計14台となっております。所有車両は5台、持ち込み車両は9台となっており、契約状況は使用に関する契約が書面で行われております。こちらは資料10、50から67ページです。

運転者ですが、運転者は12人おり、講習受講の状況は運転者10人がかながわ福祉移動サービスネットワーク等が主催の福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を、2人が福祉有償運送運転者代替講習を修了しており、各講習の修了を確認できる書類を添

付しております。こちらは資料 11、12、ページ数で 68 から 81 ページです。

運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制についてですが、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。運行管理責任者については、安全運転管理者証を受領しております。なお、運行管理の責任者が運転者を兼ねており、運行管理の責任者が不在の場合には責任者の代行者が待機しているという体制をとっております。こちらは資料 13 から 16、ページ数で 82 から 86 ページです。

損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しており、適切な措置がとられております。こちらは資料 17、87 から 111 ページです。

以上が申請の概要の説明となりますが、事前に委員の方からいただいた質問について回答いたします。

まず、車両の台数について、18 台から 14 台に変更したのがいつであるかのご質問をいただいております。車両台数は令和 4 年 3 月 31 日付で変更しており、今回の協議会の報告事項として資料を提出しております。

次に、運行管理体制について、運行管理、整備管理ともに管理者が運転者兼任で、運行管理代行者も兼任であり、この体制では乗務中には事故・苦情等の対応ができないと思われるため、兼任してない管理責任者、代行者の就任ができない理由を教えてくださいとのご質問をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、運行管理の責任者と代行者が同時に運転者とならないような体制をとっておりますが、今回の御質問を受け、再度団体で体制を検討した結果、このうち代行者については専任者を配置することとしたとのことです。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(浜脇副会長) ありがとうございます。ただいまの事務局のほうから説明がございました。この件についてご質問等お願いいたします。

(菊池委員) すみません。ということは、あとのほうの運行管理体制ですが、代行者を運転者から外すということ、これは新しい運転者名簿の御提出をいただけるということでしょうか。

(鎌倉市事務局) こちらにつきましては、運転者の名簿は変わらないのですが、代行者が専任者となりまして、運転者ではない者を配置することといたしますので、この管理体制のほうの書類を修正いたします。

(菊池委員) ごめんなさい、代行者はどなたにされるのでしょうか。運転者名簿とこれを併せて運行管理体制を併せて確認してというお話なのですが、兼任になっているので、運転者でない方、運行管理の体制を記載した書類というのが資料 16 の前に資料 15 があり、こちらの訂正があるということでしょうか。

(事業者) はい、そうです。

(菊池委員) 具体的訂正をお話しただけないと、進まない。

(事業者) 運行管理の責任者の代行者を、事務専任の女性に代えます。

(菊池委員) この場で訂正であれば、具体的に指図をしていただいたらよろしいかと思えます。訂正された資料が事前に、今回時間がなかったので事前提出は難しいかと思うのですが、この場で提出資料の修正をされるのであれば、言っていただければ、ある程度の判断はできるかなと思えます。

(浜脇副会長) どうでしょうか。今、代行者のお名前を口頭で言っていただけますでしょうか。

(事業者) じゃあ、名前を言えばいいですか。

(浜脇副会長) 何ページのどこという形で、誰に代えましたという形で言っていただいたほうが分かりやすいかなと思えます。

(鎌倉市事務局) では、今から修正をいただく書類について御案内いたします。資料 15、ページ数で 84 ページです。こちらのうち、1 番の運行管理、整備管理の体制、(ウ) 運行管理、整備 管理に係る指揮命令系統の中で、運行管理の責任者の代行者が、中村 聡子氏になっております。こちらを…。

(事業者) 北嶋洋子という女性になります。「キタ」は東西南北の北。「シマ」は山へんのついた「嶋」です。「ヨウコ」は、さんずいの太平洋の「洋」に子供です。

(浜脇副会長) よろしいですか。

(菊池委員) ありがとうございます。

(浜脇副会長) 他にご質問等よろしいですか。

(菊池委員) ごめんなさい。最初にお話しのほうの旅客名簿の 5、その他内部障がい等のリストをつけるとされておりますが、15 名いらっしゃいますが、最初のほうは 70 代の方が何人いらっしゃって、1 番、自律神経失調症、顎の痛みで、2 番、肺がんによる治療、3 番、前立腺がんによる治療、4 番が精神的不安要因があり通院、これはお 1 人では公共交通に乗れないということに該当、他人の介助によらず移動することが困難、単独でタクシー等公共交通の利用ができないということでしょうか。

(事業者) そうです。

(菊池委員) なぜ。他の下のほうの人は 1 人で歩けないとか、いろいろ書いてある。例えば 80 以上の高齢で、がんとかの治療で、かなり状況が悪いとか、付添いが必要とか、いろいろ書いてありますが、上の 4 つはそういう事由がなく、病気とか、そういうことが書いてあるだけ。年齢も後期高齢者の入り口ではありますが、お 1 人で付添いが必要、タクシーに乗れない理由なども一言欲しいかなと思えます。1 人で乗れないと言われてしまえば、もうそれまでになります。

(事業者) 1 番の方は、前回のときも同じように、治療は東京まで行くことがあり、通院がかなり遠方なので、1 人で行くのには困難です。

(菊池委員) すみません。1人でタクシーとかバスとか電車に乗れないということですよ。

(事業者) タクシーは乗れないことはないと思いますが、病院に着いたときに、介助が必要だということです。

2番の肺がんの方も、一人で乗れないことはないですけど、例えば病院に着いたら、介助が必要です。ここに記載のある方、皆介助が必要です。

(菊池委員) 要するに他人の介助によらず移動することが困難ということですよ。

(事業者) はい。

(菊池委員) それであれば、そういうふうに言っていただければ、それが情報ですから。

(事業者) はい、分かりました。

(浜脇副会長) その他にございますか。

それでは、先ほど名簿でちょっと変わった部分がございますが、先ほど口頭で伝えていただいたという形なので、小さな修正とかはよろしいでしょうか。それでは、協議が整ったということで、よろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。それでは、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらの方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

続きましてもう1件、更新の申請がございます。福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の方、説明席に着席してください。

( 事業者 説明席に着席 )

それでは、更新の申請について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

(鎌倉市事務局) では、引き続き鎌倉市の福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の更新申請について御説明いたします。

まず、本日配付いたしました差替え資料について御説明いたします。らら・むーぶ逗子葉山の更新申請で、事前に提出しております書類は、75 ページまであります。そのうち、67 ページ、68、69 ページ、74、75 ページの保険証書について、保険期間が新しいものを追加資料として提出しておりますので、差替えをお願いいたします。

では、内容を説明いたします。申請の概要をご覧ください。運送の主体は、福祉クラブ生活協同組合で、代表者は大場 英美氏です。主たる事務所の所在地は、逗子市池子1-6-7です。定款、登記事項証明等につきましては、添付した資料のとおりとなります。こちら資料1から5、ページ数で1から27ページです。現在の登録満了日は令和4年10月30日となっております。

運送の区域は逗子市及び葉山町です。前回の更新時と変更はあり

ません。

旅客から収受する対価ですが、運送の対価は1キロメートル当たり150円、運送の対価以外の対価は、資料6、28ページに記載のとおりです。複数乗車の有無はなしです。これらの利用料金につきましては、令和2年7月の対価の変更以降から変更はありません。

運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。こちらは資料7、29から31ページです。現在の登録利用者数は95人となっております。

法令遵守ですが、当該法人役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。こちらは資料8、34ページになります。

使用車両台数ですが、福祉車両が1台、セダン型車両が5台の計6台となっております。所有車両は1台、持ち込み車両は5台となっており、契約状況は使用に関する契約が書面で行われております。こちらは資料10、ページ数で42から51ページです。

運転者ですが、運転者は5人おり、うち第二種免許取得者は1人です。講習受講の状況は、運転者5人がかながわ福祉移動サービスネットワーク等が主催の福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を修了しており、各講習の修了を確認できる資料を添付しております。こちらは資料11、12、52から57ページです。

運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制についてですが、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。運行管理責任者については、安全運転管理者証を受領しております。

損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しており、適切な措置がとられております。こちらは資料17、65から75ページです。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(浜脇副会長) ありがとうございます。そういう説明がございました。この点についてご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の更新申請につきましては、協議が整ったということよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。それでは、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の方、ありがとうございます。退席をしていただいて結構です。鎌倉市の事務局も退席をしていただいて結構です。

( 鎌倉市事務局、事業者 退席 )

続きまして、自家用有償旅客運送の変更申請でございます。それでは、NPO法人クオリティー・オブ・ライフ・こころの方、また横須賀市事務局の方は説明席にご着席をお願いいたします。

(横須賀市事務局、事業者 説明席に着席)

それでは、更新の申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(横須賀市事務局) よろしく申し上げます。今回、クオリティー・オブ・ライフ・こころさんでは、変更と軽微変更と2件ありますので、ちょっとそれをここで併せて2件のご説明をさせていただければと思います。

まず変更についてですが、運送区域の変更があります。資料はさきにお配りしております資料の1をご覧ください。運送の区域ですが、これまでは横須賀、葉山、鎌倉市でありましたものを、今回三浦市と逗子市を追加という形にさせていただきたいと思っております。こちらの変更の申請になります。

軽微な変更についてですが、運送主体の法人が名称変更となっております。こちらは本日お配りしました資料の2枚おめくりいただきますと、様式第2-4号ということで、登録事項変更届出書で、名称の変更となっております。旧名称がNPO法人KAIGO、こちらは令和2年度に新規登録ということでご審議いただいた事業所になります。こちらが今回NPO法人クオリティー・オブ・ライフこころというふうに改称になりました。所在地も横須賀市から改めて葉山町に変更となっております。代表者も変更となっております。

変更事項の運送の区域変更に伴いまして、本日追加した資料ですが、旅客の名簿に追加がございます。三浦市の方1名、今回の区域の変更をもって、この方も追加ということで、資料を追加しております。

それと、本日配付させていただいた資料で、実績報告書もありますが、こちら後ほど実績報告がございますが、輸送実績、昨年度の走行キロメートルが空欄でしたので、こちら追記したもので差替えということで、席上にお配りさせていただきました。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

(浜脇副会長) ありがとうございます。ただいま説明がございました。この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(日下委員) すみません。追加でもらった旅客の名簿ですが、運送を必要とする理由がイ、ロ、ハ、ニまでで、ホ、ヘ、トの部分がないかなと思うのですが。参考様式第イ号で、これは古いものを使われているということで、ホ、ヘ、トがそもそもないので、省略したのかとも思ったのですが、そういうわけではないということでしょうか。

(浜脇副会長) 事務局の方からお願いします。

(横須賀市事務局) 様式の古いものを使用してしまったかと思うのですが、内容についてはこれでお願いしたいです。

(日下委員) 現状旅客の範囲としては、初めに郵送でもらっている資料のほうの右上、資料5と記載している登録証の写しを出しても

らっているかと思うのですが、ここでは旅客の範囲がニ、ホ、トになっています。今回、鈴木さんは三浦の方なので、運送の区域が単純に三浦と逗子が追加になりますよということですか。それとも、なおかつ鈴木さんの運送をする理由は、現行のニ、ホ、トのいずれかで、それ以外ではないということであれば、書面の差替えだけで間に合うのかなと思うのですけれども。そもそも従前の旅客の範囲としてニ、ホ、ト以外に鈴木さんが該当するという話であれば、またそちらのほうの書類も作り直す必要があるのかなと思います。

(横須賀市事務局) 自家用有償旅客運送者登録証のほうで、誤って申請をしていたようですので、旅客の範囲を正しく訂正して、再度運輸局のほうに御提出をするということです。

(浜協副会長) 今、事務局のほうから説明がありましたように、差替えという形ですね。こういう形で、一部修正をするという形で、協議が整ったという形で行いたいと考えてございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(日下委員) すみません。つまり、参考様式の第イ号が間違っているということでしょうか。

(横須賀市事務局) 第イ号、鈴木さんは介護の方なので、ロの方。

(日下委員) ロの方。

(横須賀市事務局) はい。

(日下委員) 登録証が間違っている。

(横須賀市事務局) はい。こちらが間違っています。旅客の範囲、通常介護認定者を輸送しているので、こちらが誤りです。

(浜協副会長) 横須賀市事務局は時間かかりそうですか。少し時間が必要であれば、一旦次のほうに進めさせていただいて、準備ができたらまたお答えしていただくということによろしいでしょうか。

(横須賀市事務局) 登録証のほうの登録について確認をして、またご報告させていただければと思います。

(浜協副会長) では、一旦調べていただいて、また準備ができたらまたご報告ください。

#### 4. 報告（1）変更届出書について（軽微変更）

(浜協副会長) 続きまして、次第の4、報告（1）変更届出書（軽微変更）についてでございます。

横須賀市事務局のほうから説明をお願いします。

(横須賀市事務局) 1点は今、クオリティ・オブ・ライフこちらの方で法人の名称変更がございましたので、今回横須賀市のほうから1点ご説明をさせていただきます。

(横須賀市事務局) それでは軽微変更についてご報告をさせていただきます。横須賀市社会福祉協議会の事務所ごとに配置する自家用有償運送旅客運送自動車の数およびその種類ごとの数で、台数の変更がありました。セダン等が12台だったものが今回9台に減ったということになります。以上です。

(浜脇副会長) ありがとうございます。続きまして、鎌倉市事務局からお願いします。

(鎌倉市事務局) 鎌倉市の軽微な変更について報告をいたします。まず、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらにつきましては、令和4年3月31日付で車両台数を変更し、持ち込みの車椅子車を1台増車、セダン等を5台減車し、合計14台となっております。

続きまして、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山につきましては、令和4年4月1日付で車両台数を変更し、持ち込みのセダン等を3台減車し、合計6台となっております。以上となります。

(浜脇副会長) ありがとうございます。続いて逗子市事務局からお願いいたします。

(逗子市事務局) 逗子市から軽微な変更を2件報告いたします。

逗子市に届いた日付で、5月6日分が1件、5月16日分が1件、いずれも特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ くるまやさんからです。5月6日付、逗子市にいただいたものについては、車の入替えがありました。具体的にはナンバー8、ナンバー25です。ナンバー8のほうは軽自動車のほうへ移すということです。

2件目の5月16日付の報告についてです。減車が2台あったということでした。ナンバー7とナンバー19。このうちナンバー7が軽自動車、2台とも持ち込みということでした。軽微な変更は2件ということで、以上報告になります。

(浜脇副会長) ありがとうございます。今の説明のあった部分で、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。質問がないようですので、以上で軽微変更届について終了いたします。

(横須賀市事務局) すみません、横須賀市ですが、先ほどの件で整理ができましたので、ご報告させていただきます。

先ほど登録証の誤りと申し上げましたが、登録証は正しくて、今回旅客名簿のほう古い様式を使って申請したため、イ、ロ、ハ、ニの障がいや介護の理由が現行のものとずれていました。登録証が正しく、ニ、ホ、トなので、要介護者要支援者、その他障がいの方ということで登録がなされております。今回、提出した旅客の名簿については、介護の方ですので、新しい様式でいうとニに該当する方になります。備考に介護4と記載されていますが、古い書式となっており、記号と内容が対応していない状態となっておりますので、こちらの旅客の名簿については正しいものと差替えさせていただきます。

(浜脇副会長) 今の事務局のほうから、古い様式を使っていたということで、新たな様式で提出しなさいということでございますけれども、いかがでしょうか。

(日下委員) 登録申請時は、それであれば特に支障はありません。

(浜脇副会長) ありがとうございます。それでは、NPO法人クオリティー・オブ・ライフ・こころさんの変更申請につきましては、一部修正をするということで協議が整ったということで、よろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

ありがとうございます。

#### 4. 報告 (2) 令和3年度実績報告について

(浜脇副会長) 次第4の(2) 令和3年度の実績報告についてでございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、事務局のほうから実績報告について一括して御報告をいたします。

令和3年度実績報告については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを期間とし、横須賀市13件、鎌倉市3件、逗子市1件、三浦市1件、計18団体から提出がありました。全ての資料は事前に皆様に配付をさせていただいております。内容は配付しました確認書で御確認をいただければと思います。補足としましては、令和3年度、各団体からの事故報告はございませんでした。以上になります。

(浜脇副会長) ありがとうございます。何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、以上で報告(2) 令和3年度実績報告を終了いたします。

#### 5. その他

(浜脇副会長) 次に次第の5、その他に移ります。事務局のほうからお願いいたします。

(事務局清原) 1点ございます。まず、次回以降の会議の開催についてお話しいたします。協議案件が前回協議時、つまり本日から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員から書面にて承認が得られた場合については、本運営協議会設置要綱第9条第2項第2号の規定に基づき会議を開催せず、書面協議にて協議会に代えることができます。よって、本年度の次回以降の会議については、新規・変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、今後の状況が読めない中ではありますので、その状況も鑑みて、どのような開催方法にするのかを検討してまいりますので、あらかじめご承知おきください。以上です。

(浜脇副会長) ありがとうございます。事務局のほうから説明が

ございました。何かご意見、質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。質問がないようですので、以上で次第5、その他は終了とさせていただきます。

以上で本日の会議の案件は終了いたしました。事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局清原) 1件ございます。最初に申し上げましたが、次回の協議会の日程については11月中旬を予定しております。また、先ほど説明したとおり、書面になる可能性もありますので、日程が決まり次第、連絡いたします。また、今回については委員の皆様にご確認していただく時間が大変短く、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。次回以降については、十分に確認をしていただける時間が確保できるように、前もって資料のほうを送付いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(浜脇副会長) ありがとうございます。それでは、以上をもちまして令和4年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を終了といたします。どうもありがとうございました。

<了>